

推奨データセットについて



令和3年3月3日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

更新履歴

更新日	更新対象	更新内容
平成29年12月22日	—	新規作成
平成30年12月3日	推奨データセットとは 推奨データセットについて 推奨データセット一覧 推奨データセットに関するF A Q	推奨データセットの定義見直しに伴い、記載を見直し
平成31年3月22日	推奨データセット一覧	「食品等営業許可・届出一覧」を追加
平成31年3月26日	推奨データセット一覧	「都市計画基礎調査情報」を追加
令和元年7月11日	推奨データセット一覧	「調達情報」を追加
令和元年8月8日	推奨データセット一覧	「標準的なバス情報フォーマット」を追加
令和元年12月23日	推奨データセットに関するF A Q	No16追記
令和3年3月3日	推奨データセット一覧	<ul style="list-style-type: none">■ 「A-2学校給食献立情報,A-3小中学校通学区域情報, B-5 支援制度情報」を追加■ 「子供施設一覧」の対象施設に“放課後児童クラブ、児童館”を追加したことに伴い、P10の「子供施設一覧」の【説明】の記載内容を変更

推奨データセットとは

推奨データセットとは

- 「推奨データセット」は、オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたものです。
基本編と応用編から構成されます。
 - (i) 基本編：推奨データセットの対象データの中でも、特にオープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるようなデータを基本編として位置付けています。
 - (ii) 応用編：推奨データセットの対象データの中で、基本編以外のデータを応用編として位置付けています。応用編では、地方公共団体に限らず、民間事業者等の保有するデータについても対象とします。
- 必ずしも最初から全てのデータセット公開に取り組まなければならないというのではなく、本データセットを参考に、各団体において公開可能なデータセットから公開を進めていただくことを期待するものです。
- また、既に推奨データセットと同様のデータセットを公開している場合、フォーマットの共通化による利用者の利便性向上の観点から、推奨データセットとデータ項目等を合わせることが望ましいですが、必ずしも対応しなければならないものではありません。

推奨データセットについて

推奨データセットの検討について

(1) データセットの選定

- 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画における重点分野や「地方公共団体アンケート」（平成28年12月実施）におけるニーズの高い分野を中心に先進地方公共団体の公開済データ等を参考にしつつ、地方公共団体がオープンデータの取組を開始するにあたって、公開することが推奨されるデータセットを選定。
- 今後、各施策の検討が具体化していく中で、公開すべきと判断されたデータや公開における標準的な形式を周知すべきと判断されたデータ、有効なオープンデータ活用事例等で活用されているデータセットなど、必要に応じて、データセットを追加。

(2) データ項目の検討

- 選定したデータセットについて、先進地方公共団体の公開済データ項目及び平成27年度事業「地方公共団体のオープンデータ取組推進に係る調査」において策定した地方公共団体向けオープンデータフォーマット標準例のデータ項目を洗い出し。
- 洗い出したデータ項目について、共通語彙基盤等を参考に、共通的な項目やオープンデータ利活用等の観点から必要と思われるデータ項目を絞り込んだ上で、区分（必須、任意など）やデータの形式等を設定。
- データ項目の検討にあたっては、各団体から国や都道府県等に報告しているデータについては、可能な限り項目等をそろえる形でデータ項目を定義。

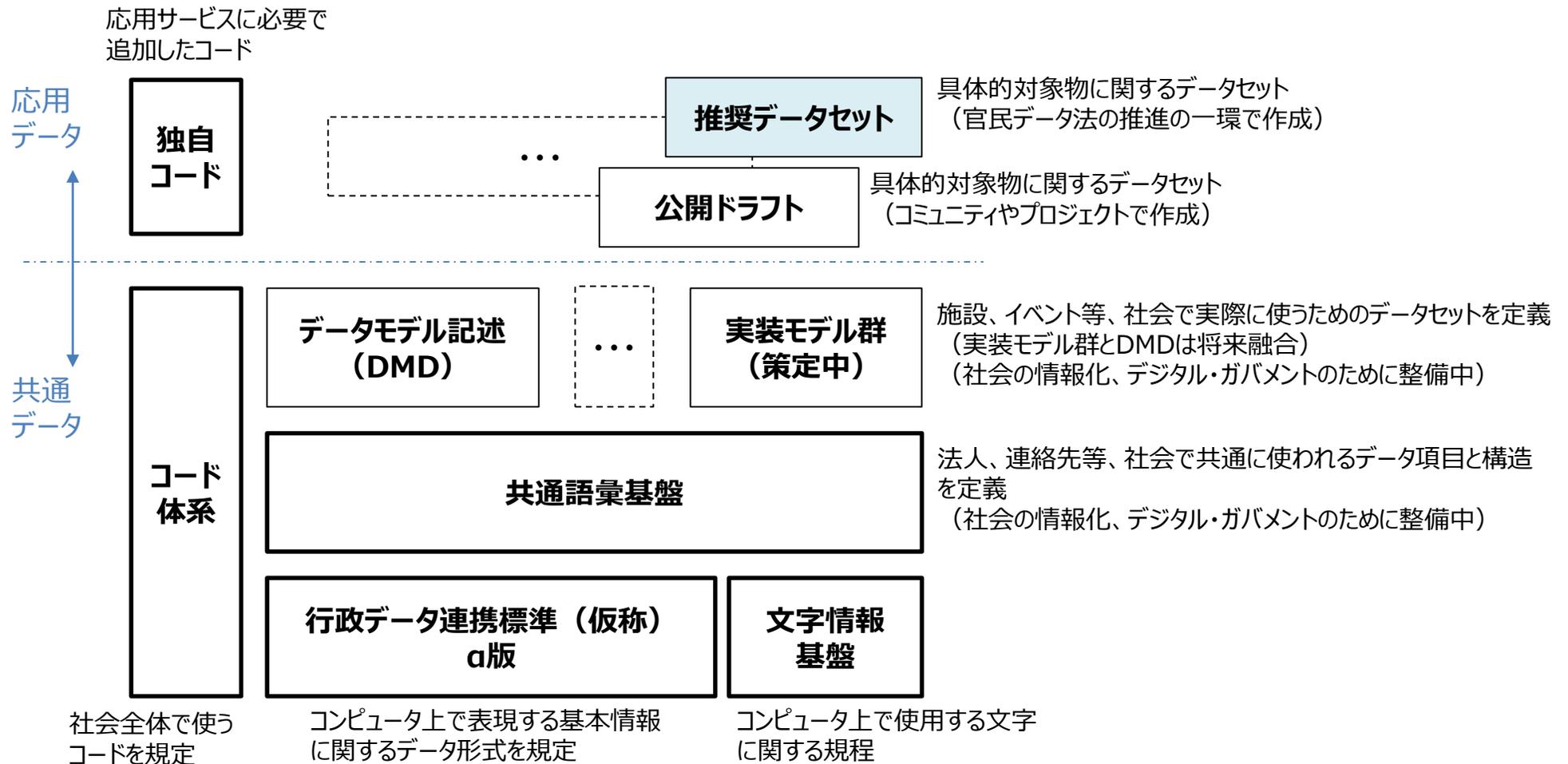
使用に当たっての留意事項

- 推奨データセットは、オープンデータに取り組むにあたって、共通化して公開することが望ましいデータ項目を定めており、各団体が保有するデータについて、公開するものを推奨するものであり、保有していないデータの収集・公開を義務付けるものではありません。また、住民サービス向上等の一環として、各団体が独自にデータを収集・公開することを妨げるものではありません。なお、各団体は、必要に応じて項目を追加することが可能です。
- 推奨データセットの使用にあたっては、必ずデータの項目名を設定したうえで公開してください。
- 将来的にデータが充実していくとより良いですが、まずは保有している情報から公開を進めてください。

(参考) データ体系の全体像

- データの利活用に向け、相互運用性を確保していくために、標準に基づき管理していくことが重要です。

データ体系の全体像

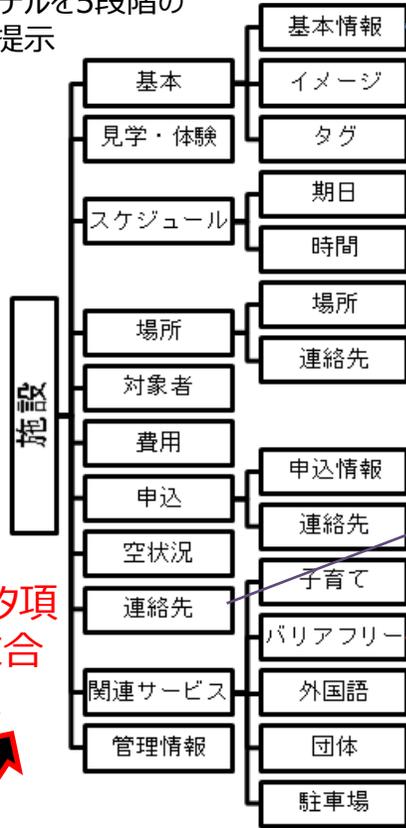


(参考) 実装モデルと推奨データセットの関係 (公共施設の例)

3. 汎用的なモデルを、現場で使うモデルにして展開

施設実装モデル (テンプレート)

一般に使われるモデルを5段階のステップでモデルを提示



推奨データセット

官民データ法を推進するためにデータ項目を絞ったセット

都道府県コード又は市区町村コード	13101
NO	(ユニークIDを附番)
都道府県名	東京都
市区町村名	千代田区
名称	国立国会図書館
名称_カナ	コクリツコッカイトショカン
名称_通称	国会図書館
公共施設小分類コード	(施設コードは策定中(年内を予定))
住所	東京都千代田区永田町1-10-1
方書	
緯度	35.6784151
経度	139.7398418
電話番号	03 3581 2331
法人番号	1000011000005
団体名	国立国会図書館
利用可能曜日	
開始時間	9:30
終了時間	19:00
利用可能日時特記事項	土曜日は17:00 休館日:日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、第3水曜日
説明	図書館資料の閲覧、貸出し、複写などの図書館サービス
バリアフリー情報	
URL	http://www.ndl.go.jp/index.html
備考	18歳以上の方であればどなたでも利用できます。

2. 基本データ項目を目的に合わせて選択

共通語彙基盤

ID ID体系 アクセス アクセス区間 イベント イベントスケジュール コード コードリスト コード制約 サービス 事物 人 人数 住所 価格 制約 単位コード 参照 名称
 土地 地物 場所 定期スケジュール 実体 対象 座標 建物 数量 文書 施設 施設関連 日付 日時 期間 期間スケジュール 期間制約 業務組織 概念 氏名
 法人 活動 状況 範囲制約 組織 組織関連 設備 詳細スケジュール 詳細スケジュール規則 連絡先 金額 関与 電話番号 面積 駐車場



1. データ記述の原則

公共施設コード
検討中

行政データ連携標準

日付 (「-」区切) : 2017-10-10

住所 (丁目以下数字) : 東京都千代田区永田町1-10-1 郵便番号 (区切なし) : 1008924

電話番号 (スペース区切) : 03 3581 2331

時刻 (「:」区切) : 10:00

文字

JIS X 0213

UTF-8

推奨データセット一覧（1）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等とその内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開することによる効果	利活用の事例等	分類 （※1）
1	基本編	AED設置箇所一覧	オープンデータに取り組み始める地方公共団体	<p>【説明】 AEDの設置箇所についての一覧</p> <p>【データの単位】 AED単位で一意。 同一の建物に複数のAEDが設置されている場合には、AEDごとにデータを作成する。</p> <p>【更新頻度の想定】 AEDの新規設置、撤去、場所の変更等があったタイミングでの更新。</p>	項目定義書の注意事項をご参照ください。	多様な主体がAED設置状況を公開しているが、一元的な管理は行われていない。本データセットをオープンデータとして公開することにより、緊急時にアプリ等で現在地から最も近いAEDを検索することが可能となる。また、本データをエリア人口等のデータと組み合わせることで地図上にマッピングすることにより、効率的・効果的なAED設置を進めることが可能となる。	AED SOS等 ※心肺停止した患者を発見した場合に起動するとGPSを使用して付近のAEDの場所を教えてくれるアプリ。	社会保障・衛生
2	基本編	介護サービス事業所一覧		<p>【説明】 介護サービス事業所の一覧</p> <p>【データの単位】 介護サービス事業所名称・実施サービス単位で一意。 ※介護サービス事業所の数については、実施サービスごとに1事業所と数えるため。</p> <p>【更新頻度の想定】 厚生労働省が運営する介護サービス情報公開システムへの情報更新の申請タイミングと同時に更新。</p>		高齢化が進む中、介護施設に求められるニーズは様々である。本データセットをオープンデータとして公開し、地域の移動手段に関する情報と組み合わせることで、個人のニーズに対応した介護サービスを検索することが容易になる。	ミルモネット等 ※福祉に関する各種データを収集し、行政と連携をとって介護等に関する情報を簡単に検索することが出来るアプリ。	社会保障・衛生
3	基本編	医療機関一覧		<p>【説明】 病院・診療所についての一覧</p> <p>【データの単位】 施設単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 厚生労働省が運営する医療機能情報提供制度（医療情報ネット）への情報更新の申請タイミングと同時に更新。</p>		本データセットをオープンデータとして公開し、位置情報や移動手段情報と組み合わせることにより、受診可能な医療機関が検索可能となる。	福岡市オープンデータビュー等 ※診療科目、任意の場所から近くの医院等を検索することができるアプリ。	社会保障・衛生

※1：推奨データセットの「14.オープンデータ一覧」の「分類」の項目において、どの分類に該当するかを指す。

推奨データセット一覧（2）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等とその内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開することによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
4	基本編	文化財一覧	オープンデータに取り組み始める地方公共団体 データ項目定義書、フォーマット標準例（記載例とフォーマット）	【説明】 国もしくは地方公共団体が指定、登録、選定等を行った文化財についての一覧 【データの単位】 文化財単位で一意。 同一の建物に複数の文化財が設置されている場合等は、文化財ごとにデータを作成する。 【更新頻度の想定】 文化財の新規登録、登録解除等があったタイミングでの更新。	項目定義書の注意事項をご参照ください。	本データセットをオープンデータとして公開し、移動手段情報と組み合わせることにより、関心のある文化財へ容易にアクセスできるようになる。	福井のこんなところに文化財!?等 ※福井県の「福井県内の国指定・県指定文化財」のオープンデータを使用したアプリ。指定した文化財までのルートを検索可能。	教育・文化・スポーツ・生活
5	基本編	観光施設一覧		【説明】 観光施設の情報の一覧 【データの単位】 施設単位で一意。 【更新頻度の想定】 新規設置および名称変更等があったタイミングでの更新。		本データセットをオープンデータとして公開し、移動手段情報と組み合わせることにより、効率的な旅程の作成や観光施設へのアクセスが可能になる。	ココシル等 ※街歩き・観光情報サービスを実施するためのさまざまな機能をひとつにまとめたパッケージシステム。	運輸・観光
6	基本編	イベント一覧		【説明】 各地方公共団体にて開催されるイベントの一覧 【データの単位】 1つのイベント単位で一意。 開催日が複数日にわたるものについても、同じイベントであれば1つのデータとして登録。 同じイベントでも、次に行われるイベントについては、別データとして登録。（〇〇花火大会として毎年行われる花火大会でも、2017年度の開催と2018年度の開催では別データとする） 【更新頻度の想定】 イベントの開催が決定したタイミングでの更新。		本データセットをオープンデータとして公開することにより、地域住民だけでなく、広い範囲に情報提供することが可能となり、集客等に貢献することが期待される。	福井オープンイベントナビ等 ※「イベント情報」「施設情報」などを地図上にマッピングし、まとめて閲覧可能なアプリ。	運輸・観光

推奨データセット一覧（3）

#	基本編 / 応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等とその内容	使用時の注意事項	オープンデータとして公開することによる効果	利活用の事例等	分類（※1）
7	基本編	公衆無線LANアクセスポイント一覧	オープンデータに取り組み始める地方公共団体 データ項目定義書、フォーマット標準例（記載例とフォーマット）	<p>【説明】 公衆無線LANアクセスポイントの一覧</p> <p>【データの単位】 公衆無線LANアクセスポイントのスポット単位で一意。 同一のSSIDでも、スポットが異なる場合には別データとする。</p> <p>【更新頻度の想定】 公衆無線LANアクセスポイントの新規設置、撤去、場所の変更等があったタイミングでの更新。</p>	項目定義書の注意事項をご参照ください。	訪日外国人にとってインターネットの利用は快適な旅行の重要な要素である。本データセットをオープンデータとして公開することにより、インターネットの利用可能場所を容易に把握することができ、旅行者の利便性向上が期待される。	佐賀わいわいWi-Fiマップ等 ※県内のフリーWi-Fiスポットに関する各種情報を、誰でも簡単に調べることができるように、マップで表示するアプリ	情報通信・科学技術
8	基本編	公衆トイレ一覧		<p>【説明】 公衆トイレの一覧</p> <p>【データの単位】 名称と設置位置で一意。 同一の建物の複数箇所に公衆トイレが存在する場合には、公衆トイレの設置位置ごとにデータを作成する。</p> <p>【更新頻度の想定】 公衆トイレの新規設置、撤去、場所の変更等があったタイミングでの更新。</p>		特に観光客や障がい者にとって、使用可能な公衆トイレの場所情報は重要である。本データセットをオープンデータとして公開し、アプリ等で地図上に表示することで、近隣の公衆トイレを検索することが可能となる。	会津若松市内トイレ探索アプリ等 ※トイレ位置情報を使用して地図上にトイレの位置を表示するアプリ。一番近いトイレまでルート案内する機能あり。	社会保障・衛生
9	基本編	消防水利施設一覧		<p>【説明】 消防水利施設の一覧</p> <p>【データの単位】 消防水利施設の設備やスポット単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 消防水利施設の新規設置、撤去、場所の変更等があったタイミングでの更新。</p>		本データセットをオープンデータとして公開することにより、担当区域外においても、最も近い消防水利施設の場所等が検索可能となり、迅速な対応が可能となる。	全国水利台帳 ※火災現場にて、現場から近い水利を迅速に検索することが可能なアプリ。	司法・安全・環境

推奨データセット一覧（4）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等と その内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開する ことによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
10	基本編	指定緊急 避難場所 一覧	オープン データ に取り 組み 始める 地方 公共 団体	<p>【説明】 市区町村から提供される指定緊急避難場所の一覧</p> <p>【データの単位】 指定緊急避難場所単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 指定緊急避難場所の新規設置、撤去、場所の変更等があったタイミングでの更新。</p>	項 目 定 義 書 の 注 意 事 項 を ご 参 照 く だ さ い。	本データセットをオープンデータとして公開することにより、災害時における地域住民や旅行者の迅速な避難、関係機関による円滑な支援活動が可能となる。	全国避難所データベース ※全国の避難所情報を収集したデータベース。地方公共団体に無償公開しており、広域での防災計画立案等に活用されている。	司法・安全・環境
11	基本編	地域・年 齢別人口		<p>【説明】 住民基本台帳に基づく地域・年齢別の人口一覧</p> <p>【データの単位】 特定時点（※）の住民基本台帳に基づく地域・年齢別の人口で一意。 ※どの時点かは、各地方公共団体にて任意。</p> <p>【更新頻度の想定】 毎年1回更新。特定時点のデータが集計され次第速やかに公開。</p>		メッシュの細かい統計データがオープンデータとして公開されている例は少ない。 本データセットを公開することにより、該当地域にどのような人が何人程度居住しているか明らかとなり、他のデータと組み合わせることで、きめ細やかな政策・戦略立案に資することが期待される。	地方公共団体向けオープンデータダッシュボード ※該当地域内の人口分布を地図上に表示し、どこにどのような人々がいるかをわかりやすく表示するダッシュボード。	人口・世帯
12	基本編	公共施設 一覧		<p>【説明】 公共施設の一覧</p> <p>【データの単位】 施設単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 新規設置、改築、廃止、その他の事由により、現状から変更を加えるとき。</p>		本データセットをオープンデータとして公開することにより、地域住民が自身のニーズに合致した公共施設やイベント等を検索できるようになり、施設の活用が促進される。	会津若松市福祉まっぷ ※公共施設等の住所や連絡先、トイレの数、ベビーシートの有無などを確認できるサイト	行財政

推奨データセット一覧（5）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等と その内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開する ことによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
13	基本編	子育て施設一覧	オープンデータに取り組み始める地方公共団体	<p>【説明】 幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館の一覧</p> <p>【データの単位】 施設単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 子育て施設の新設、廃止、場所の変更等があったタイミングでの更新。</p>	項目定義書の注意事項をご参照ください。	<p>本データセットをオープンデータとして公開することにより、アプリ等で地図上にマッピングすることが可能となり、より簡単にニーズに対応した子育て施設を探し出せるようになる。</p>	<p>さっぽろ保育園マップ ※地図上に認可・認可外保育園・幼稚園の場所を表示するアプリ。任意の場所から一定の距離内にある保育園の検索や、個別保育園の詳細情報も参照できる。</p> <p>働くママ応援し隊 ※入所状況や施設画像、保育サービスを検索することが可能なHP</p>	教育・文化・スポーツ・生活
14	基本編	オープンデータ一覧		<p>【説明】 オープンデータ化されているデータセットの一覧</p> <p>【データの単位】 データセット単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 データセットの追加、更新等があったタイミングでの更新。</p>		<p>オープンデータを利用する際、各サイトにどのようなデータが格納されているかを一つ一つ確認しながら把握するには多くの時間と労力が必要。本データセットを公開することにより、確認の時間と労力を削減でき、オープンデータの利便性向上が期待される。</p>	-	その他

推奨データセット一覧（6）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等とその内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開することによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
A-1	応用編	食品等営業許可・届出一覧	地域保健法第五条第一項に定める地方公共団体	<p>【説明】 食品等営業許可・届出についての一覧（公開方法として、以下の2つの方法が有る。フォーマットは同じものを使用。）</p> <p>①全許可・届出一覧 ある時点におけるすべての許可・届出情報を公開する一覧で、基本的にはこちらの一覧の公開を推奨。</p> <p>②新規許可・届出一覧 一定期間において受領した許可・届出情報を公開する一覧で、全許可・届出一覧の公開が困難である場合、こちらの一覧を公開。</p> <p>【データの単位】 ①全許可・届出一覧 施設単位で一意。 ②新規許可・届出一覧 申請単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 毎月1回更新。</p>	項目定義書の注意事項をご参照ください。	本データセットをオープンデータとして公開することにより、以下に繋がることが期待される。 <ul style="list-style-type: none"> 既存の飲食店等の検索サービス事業者での活用が可能となり、飲食店等の正確かつタイムリーな検索が実現され、外食情報提供希望者の利便性向上及び新規飲食店開業者へのPR支援に繋がる 飲食関連情報サービスに新規参入する事業者が飲食店等のデータを整備するコストが低廉になり、新規参入促進による飲食業界活性化に繋がる 比較的情報公開請求が多い分野の為、オープンデータ公開により、情報公開請求件数が減り、地方公共団体の業務負荷の軽減に繋がる 	現状は公開している地方公共団体が限られており、また地方公共団体ごとにデータフォーマットが統一されていないことから、利活用には至っていないが、利活用を希望する事業者は存在。 （「推奨データセットの活用が見込まれるアプリ例」を参照。）	商業・サービス業
A-2		学校給食献立情報	地方公共団体	<p>【説明】 学校給食の献立情報の一覧</p> <p>【データの単位】 献立単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 毎月1回更新。</p>		本データセットをオープンデータとして公開することにより、子育て向け事業者の学校献立情報サイトに活用され、献立のカロリーや、アレルギーなどを手軽に確認できるようになる。	あんしん給食管理 ※給食に含まれているアレルギー品目・献立情報をLINEで知らせてくれるサービスです。日付検索から、給食の献立を確認することも可能。	商業・サービス業
A-3		小中学校通学区域情報	地方公共団体	<p>【説明】 小中学校の通学区域（学区）の一覧</p> <p>【データの単位】 学校単位で一意。</p> <p>【更新頻度の想定】 年1回更新。</p>		本データセットをオープンデータとして公開することにより、子育て向け事業者の学校情報サイトに活用され、通学区の確認が容易になり、住民サービスの向上につながる。	学校教育情報サイト「ガッコム」 ※通学区域情報などを一括収集・整備・無料公開している。	商業・サービス業

推奨データセット一覧（7）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等と その内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開する ことによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
B-1	応用編	ボーリング 柱状図等	民間事業者、 地方公共団体	標準様式 (http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/ 参照) 【使用時の注意事項】 「地質・土質調査成果電子納品要領」(国土交通省策定)の「第2編ボーリング柱状図編 5ボーリング交換用データ」及び「第6編土質試験及び地盤調査編 6土質試験結果一覧表データ」を参考にして下さい。		多くの地盤情報等を、過去に実施したのも含めて面的に収集・共有することにより、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となり、地下工事における安全性や効率性の向上が期待される。	国土地盤情報検索サイト「KuniJiban」等 ※国土交通省の道路・河川事業等の地質・土質調査成果であるボーリング柱状図や土質試験結果等について検索し、閲覧できる。	国土・気象
B-2	応用編	都市計画 基礎調査 情報	地方公共団体	国土交通省「都市計画基礎調査情報のオープン化に向けた取組」 http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000049.html		コンパクト・プラス・ネットワークの取組における市町村横並びでの都市構造の比較や民間利用による地域課題の解決への活用、さらに、官民連携したスマートシティの取組において関係者がプラットフォーム上で共有するオープンデータとしての活用等が期待される。	<想定されるユースケース> コンパクトなまちづくり（都市の機能分担）や公共交通網の分析・検討（都市間比較）、地区別地域危険度（火災危険度）の分析に基づくリスク量計測、鉄道沿線地域の将来予測、住民向けの極め細やかなサービス提供の分析・検討など。 ※左記URL内「都市計画基礎調査情報の利活用を始めよう」参照	国土・気象

推奨データセット一覧（8）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等と その内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開する ことによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
B-3	応用編	調達情報	地方公共団体	<p>内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室「標準ガイドライン群」 https://cio.go.jp/guides#renkeimodel</p> <p>【使用時の注意事項】 ・データ連携モデルの「行政サービス・データ連携モデル 調達」を参照してください。</p>		標準的な様式・語彙を適用した調達情報をオープンデータとして公開することにより、データ連携が容易になり、APIを活用した調達手続支援サービス等、新しいサービスの創出が期待される。	<想定されるユースケース> 各種調達手続を統一的に提供する汎用的な調達アプリ（サービス）、窓口サービスなど。	行財政
B-4	応用編	標準的なバス情報フォーマット	民間事業者・地方公共団体	<p>国土交通省「経路検索の充実とバスロケデータの利活用 ～標準的なバス情報フォーマットの拡充～」 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000067.html</p> <p>【説明】 停留所・路線・便・時刻表等の静的情報（GTFS-JP）と遅延・車両位置等の動的情報（GTFSリアルタイム）があります。</p>		インターネット等の経路検索を行いやすくするため、バス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡をするための「標準的なバス情報フォーマット」を制定。 経路検索サービスにバス情報が掲載されることにより、利用者に認知され、これまで取りこぼしていた旅客の需要を取り込むことが期待される。	<標準的なバス情報フォーマットのメリット> 1.インターネット等の経路検索サービスに掲載される 2.バスロケ情報が経路検索に掲載される 3.運行情報が経路検索に掲載される 4.デジタルサイネージ等への情報表示が可能 5.バス事業者自身がフォーマットの共通化により案内の正確さを向上できる	運輸・観光

推奨データセット一覧（9）

#	基本編 /応用編	データ名	対象	作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等とその内容	使用時の 注意事項	オープンデータとして公開することによる効果	利活用の事例等	分類 (※1)
B-5	応用編	支援制度 情報	民間事業者・地方公共団体等	Code for Japan「行政機関の提供する支援制度情報」 https://www.code4japan.org/wp-content/uploads/opendata_spec_support_system.xls X 【使用時の注意事項】 ・本フォーマットは、民間事業者が実施する支援制度にも適用可能とする。		地方公共団体等が、事業者向けに提供する各種支援情報（補助金や助成金、融資などの支援制度の情報）をオープンデータとして公開することにより、必要な利用者に、支援制度情報を見つけやすく、わかりやすい形で提供できる。また、地方公共団体にとっては、情報発信の効率化を図ることができ、支援制度のプロセスの迅速な運用が期待できる。	新型コロナウイルスに関する支援制度情報の公開	行財政

推奨データセットに関するFAQ（1）

No.	Question	Answer
1	推奨データセットとは何ですか。必ず取り組まなければならないものですか。	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたものです。基本編と応用編から構成されます。 （i）基本編：推奨データセットの対象データの中でも、特にオープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるようなデータを基本編として位置付けています。 （ii）応用編：推奨データセットの対象データの中で、基本編以外のデータを応用編として位置付けています。応用編では、地方公共団体に限らず、民間事業者等の保有するデータについても対象とします。 また、必ずしも推奨データセットの公開に取り組まなければならないというものではありませんが、各団体が本データセットの公開に取り組み、同じフォーマットでデータが公開されることで、利用者の利便性が向上し、利活用の促進が期待されます。
2	推奨データセットはどのようにして選定されたのですか。今後、推奨データセットが追加されることはありますか。	公開のニーズや活用されている事例がある、各団体が取り組みやすいといった観点からデータセットを選定しております。今後、各団体において公開すべきと判断されたデータや、有効なオープンデータ活用事例等で活用されているデータセットなど、必要に応じて、データセットの追加も想定しております。
3	国が地方公共団体向けに行っている様々な調査と今回のオープンデータフォーマットとの整合性はどうなっていますか。	地方公共団体から国等へ報告を行っている調査とは、可能な限り整合性をとっていますが、「推奨データセット」はオープンデータに取り組み始める地方公共団体が取り組みやすいよう、データ項目や入力ルールを定めているため、全ての項目について一致しているものではありません。
4	地方公共団体では全ての推奨データセットについて公開する必要がありますか。最低、いくつ公開すれば、「オープンデータに取り組んでいる自治体」になりますか。	必ずしも全てのデータセットについて公開しなければならないものではありません。なお、当室において、オープンデータに取り組んでいる自治体は「自らのホームページにおいて、「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータの説明を掲載し、データの公開先を提示」を行っている、都道府県及び市区町村」と定義しており、データの公開数によるものではありません。（参考： https://cio.go.jp/policy-opendata ）
5	既にカタログサイト等で公開しているデータを、今回のフォーマットにあわせて出さなければいけないのですか。	既に推奨データセットと同様のデータセットを公開している場合、フォーマットの共通化による利用者の利便性向上の観点から、推奨データセットとデータ項目等を合わせることが望ましいですが、必ずしも対応しなければならないものではありません。
6	民間のデータなど、データの保有主体が異なるデータなど、地方公共団体が正確に把握が困難なものがありますが、全て調査して公開しなければならないのですか。	推奨データセットにおいては、各団体が保有するデータについて、公開するものを推奨するものであり、保有していないデータの収集・公開を義務付けるものではありません。また、住民サービス向上等の一環として、各団体が独自にデータを収集・公開することを妨げるものではありません。

推奨データセットに関するFAQ（2）

No.	Question	Answer
7	保有していないデータ項目がありますが、全ての項目を埋めなければならないですか。	各団体によって保有していないデータもあるため、全ての項目を埋めなければならないものではありません。将来的にデータが充実していくとより良いですが、まずは保有している情報から公開を進めてください。
8	公開するのは、カタログサイトでなく、普通のWebページでもいいですか。	Webページでの公開でも問題ありません。なお、公開にあたっては、オープンデータとして二次利用が可能であること等を明記することが重要です。一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供など、利用者の利便性やシステム負荷及び効率性にも配慮することが望ましいです。
9	ライセンスはどうすればいいですか。	特段の理由がない限り、CCBY（クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際） （http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja） を用いることが望ましいです。また、地方公共団体の場合、「政府標準利用規約（第2.0版）」 （http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1.pdf） は国の府省Webサイトの利用ルールのひな形として策定されたものですが、CCBY4.0国際と互換性があり、ウェブサイトのコンテンツを原則二次利用可能にする利用ルールとして、地方公共団体でも利用できます。
10	データの更新頻度はどのくらいですか。	データの更新頻度は対象のデータセットによって様々ですが、お知らせやイベント情報、統計情報等、データの迅速な公開やその鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行うことが望ましいですが、各団体の実情に合わせて、可能な範囲で定期的な更新を行ってください。 また、データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新等の時期を把握できるようにしておくことで、利用者の利便性が向上します。
11	一度、公開したデータの公開をやめることはできますか。	一度、公開したデータは可能な限り継続して公開することが望ましいですが、やむを得ない理由等により、公開を取りやめることは可能です。
12	データを公開したら誰か使ってくれますか。	データを公開することにより、アプリの提供事業者等が利活用することが考えられます。内閣官房IT総合戦略室では、オープンデータを利活用した事例集「オープンデータ100 （https://cio.go.jp/opendata100） 」を公開していますので、参考にしてください。 また、各団体内でのデータの共有や、地方公共団体であれば政策や施策の企画及び立案など、事務作業の効率化等に活用できるデータもあります。

推奨データセットに関するFAQ (3)

No.	Question	Answer
13	公開する際のフォーマット済みのファイルは提供されますか。	本書のP6～10の「推奨データセット一覧」における「作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等とその内容」列にて、「データ項目定義書、フォーマット標準例（記載例とフォーマット）」と記載のあるデータについては、フォーマット標準例としてcsv形式のフォーマットと記入例を提供しています。
14	地方公共団体のデータを国のカタログサイトに載せてもらうことはできますか。	現時点において、国のカタログサイトに各地方公共団体のデータを載せることはできませんが、各団体が公開しているオープンデータサイトのリンク (https://www.data.go.jp/list-of-database/local-government/) について公開しています。
15	必ず基本編から取り組まなくてはなりませんか。	その必要はありません。どのデータから取り組んでも問題ありません。
16	フォーマット標準例Excelファイルのヘッダ部のセルが黄色の項目は何を示していますか。	ヘッダ部が黄色の項目は、推奨データセットとして記入が必須である項目を示しております。一部項目につきましては、条件により必須となります。詳細は「データ項目定義書」ファイル内の各データセットのシートをご確認ください。